

令和3年12月21日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝							
副	町	長	庄	田	義	則					
教	育	長	間	嶋	正	剛					
参		与	新	田	辰	巳					
総	務	課	長	濱	村	大					
富	来	支	所	長	関	田	勝	行			
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄		
情	報	推	進	課	長	今	村	浩	一		
税	務	課	長	中	田	龍	一				
住	民	課	課	長	西	清	孝				
健	康	福	祉	課	長	参	事	大	島	信	雄
環	境	安	全	課	長	宮	下	隆			

商工観光課長	荒川 仁
農林水産課長	大谷 清樹
まち整備課長	吉村 満
富来病院事務長	藤井 専
会計管理者(会計課長)	平井 清
学校教育課課長	徳楽 仁
生涯学習課長	大畑 喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎 茂男
議会事務局参事	徳田 敦史
議会事務局主幹	坂上 大輔

(議事日程)

日程第1 諸般の報告

日程第2 町長提出 承認第13号、議案第51号ないし第59号及び第62号ないし第64号並びに請願第2号及び第3号(委員長報告、質疑、討論、採決)

追加日程第1 委員会提出 発委第2号(趣旨説明、質疑、討論、採決)

追加日程第2 委員会提出 発委第3号(趣旨説明、質疑、討論、採決)

日程第3 町長追加提出 議案第65号、諮問第1号及び第2号(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

追加日程第3 議員提出 発議第3号及び第4号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開 議)

南正紀議長 ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

南正紀議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第2 町長提出 承認第13号、議案第51号ないし第59号及び第62号ないし第64号並びに請願第2号及び第3号（委員長報告、質疑、討論、採決）

南正紀議長 次に、町長提出 承認第13号、議案第51号ないし第59号及び第62号ないし第64号並びに請願第2号及び第3号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 南政夫君。

南政夫総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された議案1件、請願1件について、12月16日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第58号 志賀町地域振興拠点施設条例の一部を改正する条例については、近況の燃料費等の上昇による影響を踏まえ、指定管理者の自主的な経営努力による安定経営を図るため、利用料金の上限額の見直し及び施設の利用形態に基づく料金設定等について、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。委員からは、上限額見直しに伴う利用者への影響などに関する質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、請願第2号 人道的見地から、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう国に求める意見書の採択を求める請願については、沖縄戦で犠牲になられた方々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用しないよう国に要望するものであります。紹介議員から願意の説明を受け、審査した結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

なお、採択された場合は、本議会において意見書を提出することとしましたので、申し添えさせていただきます。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

南正紀議長 教育民生常任委員会委員長 田中正文君。

田中正文教育民生常任委員会委員長 はい、議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、本委員会に付託された議案6件、請願1件について、12月17日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第56号 志賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、内閣府令の一部改正に伴い、書面により行うことが定められている各種記録等を電磁的記録により行うことも可能とする規定が設けられたことから、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決した結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康保険法施行令等の改正により、産科医療補償制度が見直されること等を踏まえ、出産育児一時金等の支給額の内訳が見直されることにあたり、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、町立富来病院の診療科の変更に伴い、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号 志賀町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについては、住民票の写し、印鑑証明書などの交付事務を取り扱う郵便局として土田郵便局を指定していましたが、取扱実績の減少やコンビニ交付サービスの開始による利便性の向上などにより、取扱郵便局の指定を取り消すものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 志賀町デイサービスセンターの指定管理者の指定について及び議案第64号 志賀町ショートステイの指定管理者の指定については、公の施設に係る指定管理者の指定であり、各施設の指定期間が令和4年3月31日で満了することから、引き続き、現在の指定管理者を令和9年3月31日までの5年間指定するものとの説明を受け、採決した結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出を求める請願については、少人数学級や教職員定数の改善など地方自治体が計画的に教育行政を進めることが出来るよう国に要望するものであります。紹介議員から願意の説明を受け、審査した結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、採択された場合は、本議会において意見書を提出することとなりますので、申し添えさせていただきます。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

南正紀議長 予算決算常任委員会委員長 寺井強君。

寺井強予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された令和3年度一般会計の補正予算にかかる専決処分の承認1件及び令和3年度各会計の補正予算にかかる議案5件について、12月15日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査経過については、省略させていただきますが、審査にあたっては、住民福祉の観点はもとより、事業費の適正な支出や行政効果等も含め、各事業の効率的執行など、全般にわたって検討を加え、審査したところであります。

その結果、全ての案件については、全会一致をもって可決又は承認すべきものと決した次第であります。

町執行部におかれましては、令和3年度予算の執行及び編成中の新年度予算には、本委員会の審査において出された意見や要望などを十分考慮され、事業の必要性、緊急性や費用対効果を十分検討し、住民福祉の向上に努めていただくとともに、行財政改革を不断に実行し、健全で計画的な財政運営を図られるよう要望しまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

南正紀議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

南正紀議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

南正紀議長 これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

南正紀議長 2番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

私は請願第2号 人道的見地から、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう国に求める意見書の採択を求める請願について並びに請願第3号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出を求める請願について、賛成の立場から討論を行います。

まず、請願第2号 人道的見地から、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう国に求める意見書についてであります。賛成の理由はこの請願はいかなる埋立てであれ先の大戦・沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を使用しないことを求める請願であります。特に私は多くの石川県出身者、むろん本町出身者を含めた戦没者の遺骨等がしみ込んだ土砂をこともあろうにわが独立国の日本において他国の軍事基地の基礎工事の埋め立てに使い、半永久的に踏みつけにする、そのような計画までであるというのは断じて許されるものではありません。あつてはならないと思います。

よって私は請願第2号 人道的見地から、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう国に求める意見書の採択を求める請願には賛成といたします。

続く請願第3号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出を求める請願についてであります。賛成の理由は、今段階的ではありますが小学校が35人学級となります。今後もさらなる拡充が待たれます。少人数学級の良さは

欧米や日本でも実証済みです。子ども達だけでなく先生方もゆとりがでてのびのび学習へとつながります。したがって少人数学級のさらなる拡充と同時期のびのびと豊かな学びに向き合える先生方の加配等の定数改善を求める請願、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出を求める請願についても賛成としまして私の賛成討論といたします。

南正紀議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 他にありませんか。討論を終結します。

(採 決)

南正紀議長 これより、採決します。

まず、町長提出 承認第 13 号 専決処分の承認について（令和 3 年度志賀町一般会計補正予算（第 4 号））を、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13 名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。

南正紀議長 続いて、町長提出 議案第 51 号 令和 3 年度志賀町一般会計補正予算（第 5 号））についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13 名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

南正紀議長 続いて、町長提出 議案第 52 号 令和 3 年度志賀町介護保険特別会計補正

予算（第2号）についてないし第55号 令和3年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第2号）についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

南正紀議長 ご異議なしと認めます。よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第56号 志賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び第57号 志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

南正紀議長 ご異議なしと認めます。よって、両案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第58号 志賀町地域振興拠点施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立12名）

南正紀議長 起立多数。よって本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第59号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について及び第62号 志賀町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについてないし第64号 志賀町ショートステイの指定管理者の指定についてを一括して採決します。

お諮りします。

南正紀議長 以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、請願の採決を行います。

まず、請願第2号 人道的見地から、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう国に求める意見書の採択を求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本請願の原案に、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立12名)

南正紀議長 起立多数。

よって、本請願は、採択と決しました。

続いて、請願第3号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出を求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本請願の原案に、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本請願は、採択と決しました。

南政夫議員 議長。

南正紀議長 南政夫君が発言を求めていますので、これを許可します。

8番、南政夫君。

南政夫議員 はい。

先ほどの請願第2号の採択に伴い、この際、委員会提出議案を議長に提出させていただきます。

南正紀議長 ただ今、総務産業建設常任委員会委員長 南政夫君から、委員会提出 発委第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書についての提出がありました。

お諮りします。

南正紀議長 ただ今、提出のありました委員会提出発委第2号を、日程に追加し、追加日程第一として、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(追加日程第1 委員会提出 発委第2号 趣旨説明、質疑、討論、採決)

南正紀議長 発委第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書についてを、議題とします。

議案を配付してください。

(事務局が議案を配付)

南正紀議長 本案の提出者から、説明を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 南政夫君。

南政夫総務産業建設常任委員会委員長 議長。

先ほどの請願第2号 人道的見地から、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう国に求める意見書の採択を求めるの採択に伴い、ただ今提出させていただきました、発委第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

さきの沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの貴い命が失われました。糸満市には沖縄戦で犠牲を強いられた住民や命を落とした兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われております。この大戦で犠牲になられた方々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは、人道上許されるものではありません。

こうした観点から、沖縄戦戦没者の遺骨が混入した土砂を埋立てに使用しないこと、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、日本政府が主体となって遺骨収集を実施することの2点を盛り込んだ意見書を、本町議会から国及び政府に対して提出していただくよう、本委員会で決定をし、今回、議案を提出させていただいたものであります。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解のうえ、何とぞご賛同いただき

ますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

南正紀議長 説明を終わります。

(質 疑)

南正紀議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

南正紀議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

南正紀議長 これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立12名)

南正紀議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

田中正文教育民生常任委員会委員長 議長。

南正紀議長 田中正文君が発言を求めていますので、これを許可します。

10番 田中正文君。

田中正文教育民生常任委員会委員長 先ほどの請願第3号の採択に伴い、この際、委員会提出議案を提出させていただきます。

南正紀議長 ただ今、教育民生常任委員会委員長 田中正文君から、委員会提出 発委第3号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書についての提出がありま

した。

お諮りします。

ただ今、提出のありました 委員会提出 発委第3号を、日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(追加日程第2 委員会提出 発委第3号 趣旨説明、質疑、討論、採決)

南正紀議長 発委第3号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書についてを、議題とします。

議案を配付してください。

(事務局が議案を配付)

南正紀議長 本案の提出者から、説明を求めます。

教育民生常任委員会委員長 田中正文君。

田中正文教育民生常任委員会委員長 はい、議長。

先ほどの請願第3号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出を求める請願の採択に伴い、ただ今提出させていただきました、発委第3号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられました。学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業や貧困・いじめ・不登校に加えてGIGAスクール構想の1年前倒しするなど解決すべき課題が山積し、教材研究や授業準備に要する時間確保が困難な状況となっており、ゆたかな学びや学校の働き方改革の実現のため、教職員の定数改善が不可欠です。

こうした観点から、中学校・高等学校での35人学級の早期の実施、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数の改善、さらには自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう加配の削減は行わないことを盛り込んだ意見書を、本町議会から国及び政府に対して提出していただくよう、本委

員会で決定をし、今回、議案を提出させていただいたものであります。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解のうえ、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

南正紀議長 説明を終わります。

(質 疑)

南正紀議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

南正紀議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

南正紀議長 これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

(日程第3、町長追加提出 議案第65号、諮問第1号及び第2号 提案説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

南正紀議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、議案第65号、諮問第1号及び第2号を、一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉勝町長 去る12月7日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた、補正予算に係る議案1件及び人事案件にかかる諮問2件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第65号 令和3年度志賀町一般会計補正予算（第6号）については、2点の増額補正を行うものであります。

1点目は、国の経済対策を受け実施する子育て世帯臨時特別給付金事業の給付方法の決定により、本町では、対象児童一人あたり10万円相当の給付のうち5万円分を先行して現金給付する方法から、全額10万円を年内に一括現金給付する方法へ変更するため、補正第5号として計上した経費に所要額を追加するものであります。

本日、ご決議いただければ、クリスマス前の明後日23日に、児童手当の受給世帯の対象者に一括給付する予定であります。

2点目は、原油価格の高騰を踏まえ、低所得者世帯を対象として、1世帯あたり5千円を上限に灯油購入費を助成する志賀町あったか福祉灯油購入助成事業にかかる所要額を計上するものであります。

なお、この事業については、去る12月14日の一般質問への答弁において、予備費にて実施する予定と申し上げましたが、今回、追加提案する機会をいただきましたので、新たに計上させていただくものであります。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、令和4年3月31日をもって任期が満了となる、高浜町の青山洋子氏を再度、推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、同じく令和4年3月31日をもって任期が満了となる、酒見の橋岡千佐子氏に代わり、里本江の関口まゆみ氏を新たに推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

南正紀議長 説明を終わります。

(質 疑)

南正紀議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

南正紀議長 お諮りします。

各件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

南正紀議長 これより、各件に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

南正紀議長 これより、採決します。

まず、町長追加提出 議案第65号 令和3年度志賀町一般会計補正予算(第6号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

南正紀議長 続いて、町長追加提出 諮問第1号及び第2号を一括して採決します。

両件につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員候補者の推選にあたり、議会に意見を求めるものであります。

南正紀議長 お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦にあたり、志賀町高浜町の青山洋子氏、志賀町里本江の関口まゆみ氏をそれぞれ適任として答申することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、両件は、適任として答申することに決しました。

福田晃悦議員 議長。

南正紀議長 福田晃悦君が発言を求めていますので、これを許可します。

3番、福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい。

今回、議員定数に関する議会議案を提出させていただきます。よろしく願いいたします。

南正紀議長 ただ今、福田晃悦君ほか2名から発議第5号 志賀町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について及び発議第6号 志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についての提出がありました。

お諮りします。

ただ今、提出のありました 議員提出 発議第5号及び第6号 を、日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(追加日程第3、発議第5号及び第6号 趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

南正紀議長 発議第5号 志賀町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例に

ついて及び発議第6号 志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを、一括して議題とします。

議案を配付してください。

(事務局が議案を配付)

南正紀議長 両案の提出者から、説明を求めます。

3番 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい、議長。

3番、福田晃悦です。

今回提出しました、発議第5号 志賀町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について及び発議第6号 志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についての趣旨説明をいたします。

まず、発議第5号 志賀町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてではありますが、平成27年に行われた前々回の町議会選挙においては、定数16に対して、立候補者が16の無投票選挙。平成31年の前回においては、2削減し、14に対して15の選挙戦となりましたが、直前に立候補された一名の方は、ほぼ、選挙活動はせずに実質届出のみ、盛り上がり欠ける選挙となりました。

前回選挙後の改選後、志賀町議会としては、今後の定数の在り方について議会全員協議会で重ねてきた議論をもとに、更に講師を招いての勉強会や議会内での意見集約を続けました。来年4月には、改選から早3年が経過します。私が勉強会の中で、一番、印象に残った講師の方のお話には、「定数は、現職である議員の皆さんが次の選挙にむけた出馬・不出馬などを考える事よりも、次の選挙に出たい、出ようと考えている町民にむけて、改選の2年、遅くとも、1年前には、定数を示すべきだ」とのお言葉でした。来年4月で、その改選一年前になります。

また、昨年3月に提出されました特別職報酬等審議会での答申では、議員報酬増額が望ましいといった結論に合わせて、結びに「今後、議会議員のあるべき姿や議員定数、多様な人材が議会に参画しやすくなるための方策、なり手不足の解消につなげ、議会の活性化を図っていくようお願いする」とあり、優秀な若い人材や女性が、議会議員になれる環境づくりとして報酬を増額させる事もあり得るのであれば、定数の見直しは、さけて通れないと考えます。また審議会は、町長の諮問機関でありながらも、町民の代表であり町民の声の代弁者であります。

我々、議会議員も町民の代表として選ばれている立場からも、審議会の意見は、深く受け止めなければなりません。

そして県内の自治体もさまざまな理由から定数削減の波が押し寄せており、本町の現状の14という数字は県内の町で津幡町の16に次ぐ数であり、能登町は同じく14、4番目に内灘町の13、他の町は10から12という定数であります。では、適正な定数とは、何人なのか。さまざまな方の意見を拝聴し、熟慮したところ、志賀町議会の適正な議員定数は、現在の14人から2人減の、12人とする結論に至り、今回定数改正議案を提出させていただきました。

次に、発議第6号 志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についてであります。この案件につきましては、議員定数を12人にするに伴い、総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、予算決算常任委員会の定数を変更するものであります。具体的には、総務産業建設常任委員会が7、教育民生常任委員会が7となっておりますが、今回の改正により、それぞれ6ずつとするものであります。また、予算決算常任委員会につきましては、議長除く全議員ということで、13から11とするものであります。

議員各位におかれましては、それぞれの考えがあるかと思いますが、現状や今後の志賀町議会のあり方を見据え、定数を12にすることに、何とぞ理解とご賛同をいただきますようお願いを申し上げ、趣旨説明といたします。

南正紀議長 説明を終わります。

(質 疑)

南正紀議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

南正紀議長 お諮りします。

各件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

南正紀議長 これより、両案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

南正紀議長 2番 中谷松助君。

中谷松助議員 私は発議第5号 志賀町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について及び発議第6号 志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について反対の立場から討論を行います。

まず、発議第5号についてであります。反対の理由は、今現在、議員定数を14名に削減したばかりであります。議員定数削減は正に町民の声を狭めてしまい、多様性ある立場の方々の町政参加への機会を奪うことになり、多くの町民の意見が反映されにくくなります。よって私は議員定数は増やすことこそすれ、減らすことはあってはならないとの立場から反対とさせていただきます。

次に発議第6号についてであります。反対の理由はこの条例改正は志賀町議会の議員の定数を削減する条例の改正に伴うものであり、この発議にも反対とさせていただきます、発議第5号 志賀町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について及び発議第6号 志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について、についての反対討論とさせていただきます。

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番 富澤軒康君。

富澤軒康議員 はい、議長。

南正紀議長 本日私は議員定数14人から2人減の12人にする条例案発議第5号、そしてまた委員会条例の一部を改正する条例発議第6号に対して賛成の立場から討論をいたします。

思えば月日の流れは早いもので平成17年に旧富来町、志賀町が合併をいたしました。早16年という歳月が流れ、その時の人口、そしてまた現人口を比較します

と6千人が減少しております。年で直せば370人であります。もちろんこれは自然減、社会減を含んでおります。たいへん危惧すべき現状であります。この深刻な人口減少こそがすべての根幹となりうるものであるというふうに思っております。町におきましては税収の減少、そしてまた地方交付税の減収などにより地方自治体の経営が年々厳しく難しくなっております。それゆえ町では人口減少をシュミレーションしつつ更なる町民福祉の向上を目指し、5年後、10年後を見据え今後取り組むべき創生総合戦略や集中改革プランを作成し町民目線でもって身を削るところは削り、省くところは省き、町の将来像の方向性を示しつつ一歩ずつではありますが進捗し、進化していると感じております。

私ども議会も人口減少からくる年々深刻化する少子高齢化による過疎化の進展やさまざまな政治課題に対処すべく議会の役割が今後さらに高まる中、将来を見据えた議会の在り方、そしてまた議員の在り方、組織の在り方などなどを今以上に議論していく必要があります、議会も町同様に町民目線にもっと立ち存在感のある議会として前進をしていかなければならないと強く思っているところであります。

このようなことから時の流れ、時代の流れとして早かれ遅かれ定数削減は避けることができない喫緊の課題であるというふうに思っております。

よく言われます。よく聞いたりもします。議員定数を削減するとその分チェック機能が低下をする、弱くなる。しかし本当にそうでしょうか。チェック機能が低下する、弱くなる、それはあくまでも議員の裁量、質、問題意識のあるやなしの問題であってこれらを持ち続ける限り定数削減したからと言って決して私はそのうではないというふうに理解をしております。

また、志賀町は面積が広く各集落が点在し、定数を削減すると地域の声が行政へ届きにくくなるという声も確かに聞きます。その点、現在、議会改革活性化特別委員会、検討委員会を中心として議会活動がわからない、見えない、存在感がない、この「三ない」を解消すべく単に今までのように議会内に留めるのではなく、もっと外へ出て各種団体や町民との話し合い、懇談の場を持ち広く町民の民意を聴収する機会を確保し、そしてその意見を汲み取り町当局へ提言、政策提言を行っていくことでそれらは解消されるというふうに思っております。

現に以前には民生委員との懇談、そしてまた先月は商工会青年部との意見交換を行い、いろんなことを共有することができたというふうに思っておりますし、

たいへん有意義な会であったと私なりにそういうふうに思っております。このように民意を町政に反映させることこそが議会の最重点課題でもあり、本分であるというふうに認識をしております。

議員各位におかれましては当然この定数問題に関していろいろな考え、思いを持っておいでのことと思います。将来の志賀町の議会のあるべき姿を見据え、現状に甘んじることなく機動力のあるスリムな議会を今から次の私どもの選挙までには作り上げとかなければなりません。その布石が今定例会であります。

どうか議員各位におかれましては先ほど福田議員の提案説明また私のこの賛同意見を参考にしつつ、この発議第5号、そしてまた発議第6号に対して賛成していただきますようお願いを申し上げます。私の賛成討論とさせていただきます。どうぞお願いします。

南正紀議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 他にありませんか。討論を終結します。

(採 決)

南正紀議長 これより採決します。

いずれも採決は、起立によって行います。

まず、議員提出 発議第5号 志賀町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名)

南正紀議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議員提出 発議第6号 志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名)

南正紀議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(日程第4、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件)

南正紀議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。
お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

南正紀議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

令和3年第4回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後3時00分 閉会)

議 長 報 告

- 1 議長報告第29号
入札結果報告
(令和3年12月8日 9件)
- 2 議長報告第30号
要望書
- 3 議長報告第31号
陳情について
- 4 議長報告第32号
委員会審査報告書
- 5 議長報告第33号
閉会中の継続調査について
- 6 議長報告第34号
委員会所轄事務調査等報告書について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 南 正 紀

志賀町議会議員 福 田 晃 悦

志賀町議会議員 稻 岡 健太郎